から支給認定教育・保育	（保育所に限る。）から特別利用保育を受け、又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育
支給認定子どもに	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに
支給認定教育・保育に	特別利用保育等に
第七項 第三項第一号	次条第二項第二号又は第三号
特定教育・保育の	特定教育・保育（特別利用保育等を含む。）の

（特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え）

第五条　法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
	満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
第五項	満三歳未満保育認定子どもが	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが
	満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等
	満三歳未満保育認定子どもに	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに
第七項	第三項第一号	次条第二項第二号又は第三号

（特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え）

第六条　法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「定めよう」とあるのは「増加しよう」と読み替えるものとする。

（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）

第七条　法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
三　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）
四　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
五　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
七　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
九　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）
十　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
十一　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）
十二　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）
十三　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
十五　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
十六　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十七　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
十九　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
二十　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第八条　法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、法第四十条第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

2　法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第十一条第二項第二号及び附則第七条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者　当該確認の取消しの日

イ　その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（ロにおいて「その者の親会社等」という。）

ロ　その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ　その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

二　法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をするまでの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）　当該確認の辞退の日